

令和 6 年

第 3 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
8	専決処分の承認について (令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第2号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
42	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1
43	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	3
44	財産の取得について	5
45	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	8
46	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
47	令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)	別 冊
48	令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別 冊

議案第42号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月6日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	税 所 秀 雄
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 税 所 秀 雄 氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるので、更に同氏を選任しようとするものである。

議案第42号参考

税 所 秀 雄 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第43号

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鹿児島県指令市町村第1022号）を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正され、現行の被保険者証が廃止されることから、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年鹿児島県指令市町村第1022号）の一部を次のように変更する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第44号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和6年9月6日提出

阿久根市長 西 平 良 将

1 財産の名称、種類及び数量

(1) 名称

フィッシュポンプ

(2) 種類及び数量

フィッシュポンプ及び稼働に必要な電気工事等 一式

2 取得の目的

旋網船団による水揚作業の効率化を図り、漁業者の負担を軽減するとともに、市外旋網船団の誘致を促進し、市水産業の振興に資する。

3 取得の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札

4 取得価格

34,980,000円

5 取得の相手方

阿久根市波留5614番地

株式会社 大石電機設備工業

提案理由

フィッシュポンプを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第44号参考

1 フィッシュポンプの入札状況

入札者	当初入札額	再入札額
株式会社 大石電気設備工業	32,400,000円	31,800,000円

2 取得の相手方の概要

- (1) 商号又は名称 株式会社 大石電機設備工業
- (2) 代表者氏名 代表取締役 大石 大
- (3) 所在地 阿久根市波留5614番地

3 契約保証の概要

契約保証金 なし

4 財産取得の主な内訳

項目	品名等	数量
フィッシュポンプ	フィッシュポンプ（ダブルタンク式）	一式
	ネットコンベア式水切りセパレータ	一式
	移送ホース 200A	20 m
	吸込み口金具 200A	一式
	排水ホース 75A	40 m
	排水ホース 200A	2 m
	ホース継手、バンド類	一式
電気工事等	電気工事	一式
	ホース吊り架台工事	一式
	キュービクル改修	一式

議案第45号

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月6日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

医療保険に係る被保険者証が廃止されることから、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年阿久根市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し中「被保険者証等」を「受給資格者証」に改め、同条中「医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。)とともに」を削る。

第7条第2項中「被保険者証と」を削る。

(阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例(昭和48年阿久根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「基づく被保険者証を有する者」を「規定する後期高齢者医療の被保険者」に改める。

(阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例(昭和49年阿久根市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「受給者」を「対象者」に改め、「及び被保険者証等」を削り、「保険給付」を「保険給付等」に改める。

(阿久根市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 阿久根市国民健康保険条例(昭和35年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正す

る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第46号

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月6日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）が改正され、引用条項に移動があったことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「施行令第2条の4第7項」を「同条第6項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

